

カムバック職員に適用する職務の級及び号給の決定等の特例に関する要綱

制 定 令和8年3月31日局長決

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市水道局企業職員の職務の級及び号給を決定する基準等に関する規程（令和6年大阪市水道事業管理規程第9号。以下「規程」という。）第4条第4項に規定するカムバック職員の職務の級及び号給の決定等の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(カムバック職員に適用する新たに職員となった者の職務の級の特例)

第2条 規程第4条第4項に規定するカムバック職員のうち、局長が定める場合とは、本市を退職した職員が採用の日に直近の退職日（同項第1号の直近の退職日をいう。以下同じ。）の前日に属していた職務の級の下位の級に区分される職務に従事することを希望し、採用の日において当該職務に従事するカムバック職員となった場合をいい、この場合のカムバック職員の職務の級は、同項第1号及び第2号の規定にかかわらず、当該職員が希望する職務に応じた職務の級とする。

2 規程第4条第4項第2号に区分される職員の職務の級は、当該職員が直近の退職日の前日に属していた職務の級に対応する水道局企業職給料表(1)に掲げる職務の級とする。

(カムバック職員に適用する新たに職員となった者の号給の特例)

第3条 カムバック職員に適用する号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給に決定するものとする。

(1) 当該職員が直近の退職日の前日に水道局企業職給料表(1)の適用を受けていた職員
直近の退職日の前日に受けていた号給

(2) 前号以外の職員 直近の退職日の前日に属していた号給に対応する水道局企業職給料表(1)に掲げる号給

2 カムバック職員のうち経験年数（直近の退職日からカムバック職員として採用されるまでの期間に限る。）を有する者の号給は、前項の規定による号給の号数に、規程第7条及び第8条の例により得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、前条第1項の規定により直近の退職日の前日に属していた職務の級の下位の職務の級に決定されたカムバック職員に適用する号給は、その者が直近の退職日の前日に受けていた号給の給料月額と同じ額の給料月額の号給（同じ額の給料月額と同じ額の号給がないときは、直近下位の額の給料月額の号給）とする。

4 前条第1項の規定により直近の退職日の前日に属していた職務の級の2級以上下位の職務の級に決定されたカムバック職員における前項の適用は、それぞれ1級下位の職務

の級への決定が順次行われたものとして取り扱うものとする。

(カムバック職員を昇格させる場合の在級期間の特例)

第4条 規程第14条第2項第2号に規定するカムバック職員の経験年数のうち局長が定めるものは、当該カムバック職員が、直近の退職日までに、当該昇格させる場合に必要な1級下位の職務の級に在級していた年数とする。

(カムバック職員を昇格させる場合の号給の特例等)

第5条 カムバック職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、昇格させた日の前日に受けていた号給に対応する規程別表第5に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項の規定により直近の退職日の前日に属していた職務の級の下位の職務の級に決定されたカムバック職員を最初に昇格させた場合におけるその者の昇格後に受ける号給は、その者が当該昇格の日の前日に受けていた号給の給料月額と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近上位の額の号給）とする。

3 前2項の規定にかかわらず、第2条第1項の規定により直近の退職日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に決定されたカムバック職員のうち、2級以上下位の級に決定された職員を昇格させた場合におけるその者の昇格後に受ける号給は、その者の職務の級が直近の退職日の前日に属していた職務の級に達する昇格までに限り、その者が当該昇格の日の前日に受けていた号給の給料月額と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近上位の額の号給）とする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。